

令和4年1月24日

保護者様

安来市立安田小学校

校長 椿 英 隆

### 学校施設・物品破損時の修理費用負担割合について

大寒の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より本校教育につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ICT活用教育が今年度から本格的にスタートしていることと、コロナ感染拡大を受け、今後順次、学習用端末（クロームブック）の持ち帰りを開始する予定としております。

学校でも学年に応じ、児童に注意喚起を行いますが、破損、紛失等の場合は以下のとおりの対応を取りたいと考えております。ご家庭で使用の際には、適切な使用についてお子様に声掛けをお願いいたします。

#### 記

○修理費用などの負担割合につきましては、安来市教育委員会の定める「ガラス等施設破損修理の処置方針」に従い、下記のとおりとします。

#### ○原因者の負担について

(1) 不可抗力	やむを得ない原因により、原因者に負担を求めるべきでないと判断される場合	負担なし
(2) 不注意	当然すべき注意を怠ったため、原因者に応分の負担を求めるべきと判断される場合	半額負担
(3) 重大な不注意	原因者の一方的な責任が明らかであると判断される場合	全額負担

不注意による場合は半額、重大な不注意による場合は全額を保護者の皆様にご負担いただくこととなりますので、ご理解の程、お願いいたします。（ガラスや学校備品等についても同様です。）

※この件につきましては、伯太中学校区で統一した方針としております。

問い合わせ  
安田小学校 教頭（松井）  
☎ 37-0058